（基本給改定）

第◯条　基本給の改定は、原則として1年に1回、毎年４月に行う。ただし、経営状況の著しい悪化その他やむを得ない事由により、その時期を延期することがある。

２　基本給は、別表○の通り、人事評価結果を考慮して各人ごとに決定する。

３　昇給の対象者は、年間出勤期間が６ヵ月以上勤務した職員とする。

別表○　昇給号数

|  |  |
| --- | --- |
| 最終評価結果 | 昇給号数 |
| Ｓ評価 | 5号俸 |
| Ａ評価 | 4号俸 |
| Ｂ評価 | 3号俸 |
| Ｃ評価 | 2号俸 |
| Ｄ評価 | 1号俸 |

（賞与の支給）

第◯条　賞与は、原則として年２回、それぞれに該当する算定期間および基準日に在職する職員に対して支給する。ただし、経営状況の著しい悪化その他やむを得ない事由がある場合には、支給を停止または延期することがある。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賞与名称 | 算定期間 | 基準日 | 支給日 |
| (1)　夏季賞与 | 前年12月2日～本年6月1日 | 6月1日 |  6月30日 |
| (2)　冬季賞与 | 本年6月2日～本年12月1日 | 12月1日 | 12月10日 |

２　支給日が日祭日または取引銀行の休業日にあたる場合はその前日に支給する。

（夏季および冬季賞与）

第◯条　夏季および冬季賞与の支給額は、次の算式により計算する。

賞与支給額＝基本給×賞与支給月数×評価結果別賞与係数

２　支給月数は、経営状況、世間水準および前年の支給実績などを勘案して予算の枠内で定める。

３　評価結果別賞与係数は、最終評価結果に応じて別表○により定める。

４　基準日における勤務期間に応じた支給割合は、別表○のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 最終評価結果 | 評価結果別賞与係数 |
| Ｓ評価 | 1.6 |
| Ａ評価 | 1.4 |
| Ｂ評価 | 1.2 |
| Ｃ評価 | 1.0 |
| Ｄ評価 | 0.8 |

別表〇